

# 2020年から民法はこのように変わる！！

2020年2月7日

永田晴夫

## I. 債権法(4月1日から)

### 1. 消滅時効は原則「5年」と「10年」の2本立てになる。

権利を行使することができることを知った時から5年間, 又は権利を行使することができる時から10年間行使しないと時効消滅します。(民法166条1項)

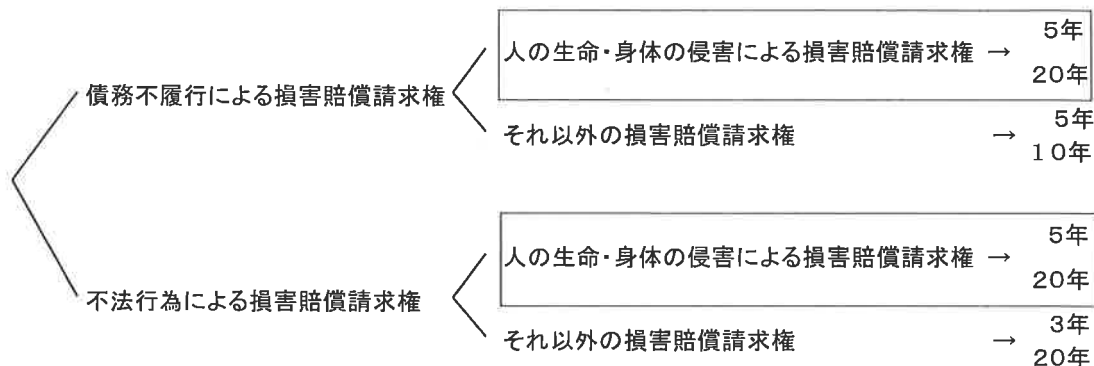
(1) 現行の職業別短期消滅時効(例: 工事請負代金3年, 電気料, 商品代金2年, 宿泊代金, 飲食代金1年)及び商事消滅時効(6年)廃止

(2) 生命・身体の侵害に基づく損害賠償債権

→5年, **20年**(民法724条の2, 167条)

但し不法行為債権のうち生命・身体の侵害によらない損害賠償債権

→ 3年, 20年(民法724条)



(3) 「賃金」についてはこれまで「2年」でしたが, 経過措置として「3年」となり4月1日から施行されます。施行後5年経過すると「5年」となるはずですが, 「退職手当金, 国民年金5年」は変わりません。又, 年金債権は主観的起算点から10年, 客観的起算点から20年とされています。(民法168条1項)

### 2. 「事業のために負担した貸金等債務に係る個人保証」は, 公正証書にしないと無効です。(民法465条の6~9)

極めて重要な変更です！

(1) 主債務が「事業のために負担した貸金等債務」であること

住宅ローンはダメですが, アパートローンは事業のためとなります。

(2) 次の場合には適用されません

イ. 主債務者が法人で, 保証人が法人の理事, 取締役又は法人の議決権の過半数所有者である場合

ロ. 主債務者が個人で、保証人が主債務者と共同で事業している場合や主債務者の事業に従事している配偶者

ハ. 保証人が法人

(3) 保証契約は、締結の日の前1ヶ月以内に公正証書で作成されねばならず、保証人は原則(上記(2)を除き)全て公証人に対し意見確認することが必要。

又、主債務者は、保証人に対し自分の債務状況等を情報提供しなければなりません。

### 3. 「個人貸金等根保証契約」の新制度

**建物質貸借の保証人になる場合、根保証となるので、「極度額の定め」がないと無効となります。(民法465条の2)**

→ 目安は1年～2年分の家賃相当額

元本確定期日は「**5年**」を超えると無効になり、定めが無いと「**3年**」となります。(民法465条の3)

### 4. 法定利率は「**3%**」となる。(商事法定利率も)(民法404条3項, 4項)

3年を1期とし、基準割合から1%以上の変動が生ずれば1%刻みで法定利率を見直す。

### 5. 譲渡制限特約付債権の債権譲渡は原則有効(民法466条2項)

**建築業界の下請工事代金等に影響**があります。

(1) 譲受人の悪意・重過失を問わず譲渡有効(二重譲渡の場合)

(2) 但し債務者は、悪意・重過失の譲受人への履行を拒める

(3) 預貯金債権だけは、譲渡制限特約が付されると、悪意・重過失の譲受人への債権譲渡は無効である。(民法466条の5第1項)

## II. 相続法(7月1日から)

1. 遺言書の**財産目録はコピー(署名, 捺印は必要)**で良い。(施行済み。民法968条2項)

2. 自筆遺言書を**法務局で保管**してもらえる。(7月10日施行)

(1) 本人が出頭し無封

(2) 閲覧は本人のみ

(3) 死亡後は誰でも「遺言書の有無」は確認できる。

(4) 死亡後相続人や受遺者は「遺言情報証明書」の交付を請求できる。(これで解約, 登記可能)

3. 相続人以外の人でも、**身の回りの世話をした人に「特別の寄与(特別寄与料)」**が認められる。(民法1050条1項)

療養看護型の寄与分＝介護報酬相当額×療養看護日数×裁量割合(0.5～0.8) 0.7が平均値

4. 死亡時に被相続人所有の建物の居住していた配偶者には「**配偶者居住権**」が認められる。(民法1028条1項)

(1) 但し以下の制限があります。

- ① 居住建物を被相続人以外の者と共有していないこと
- ② 配偶者が希望しかつ遺産分割(協議もしくは審判)で合意があるか、又は被相続人の意思(遺贈、死因贈与等)が認められるとき
- ③ 配偶者が家庭裁判所に希望し、生活維持のため必要と認められたとき

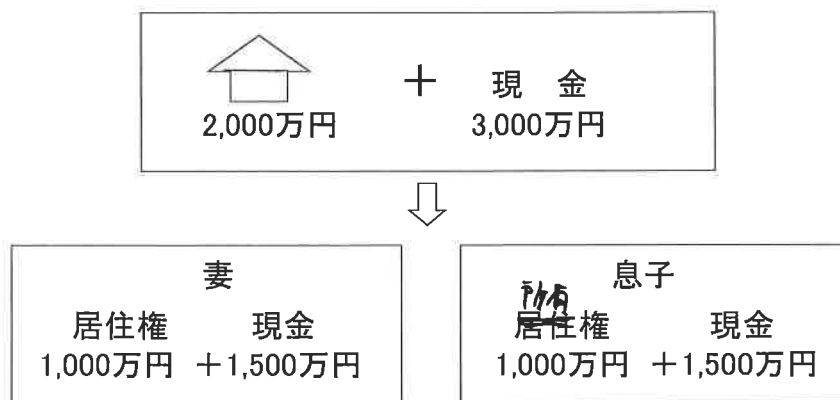
(2) 「居住」は一部使用でも全体に居住権が発生する。

(3) 配偶者居住権の価額の評価は少々厄介です。

「建物の賃借権の価額＋(建物適正賃料額×存続期間－中間利息額)」の計算式では、配偶者が若いと高額になり得ます。参考例のとおり、妻の老後生活が安定する方向に行くことは間違いないでしょう。

《参考例》

(相続人妻と息子1人)



5. 従前配偶者に遺言書で遺贈したり生前贈与されても、特別受益として持ち戻しをさせられていました。しかし、「配偶者の特別受益」について被相続人が『**持ち戻しを免除する**』旨の意思表示を明確にしていなくても、『**あったものとみなす(推定する)**』とされるようになりました。(民法903条4項)

6. 遺留分侵害があっても「物を返せ」とは言えず、金銭請求のみ(民法1046条1項)

7. 相続人は、**預貯金債権**について「**法定相続分の3分の2**」を、**単独**で金融機関から**払戻し**出来る。(民法909条の2)

但し一定の限度額の範囲内(「**1行150万円**」)とし、それを超える場合で相続人の扶養、被相続人の医療費、葬式費用、相続税等の支払の必要性があれば、仮分割仮処分の申立ができる。(家事事件手続法200条3項。令和元年7月1日から施行済み)

### Ⅲ. 親 族 法

1. **2022年(令和4年)4月1日**より「**成人年齢は18歳**から」となります(民法4条)。  
未成年者に対する**親権**(監護教育権, 居所指定権, 職業許可権, 財産管理権, 法律行為同意権及び取消権)行使は18歳までとなります。
2. 但し, **養育費の支払義務**は, 年齢引き下げに拘わらず従前どおり「**20歳まで**」とされています。
3. 男女を問わず**18歳が婚姻適齢**となります。(民法731条。従前 男18歳, 女16歳)。

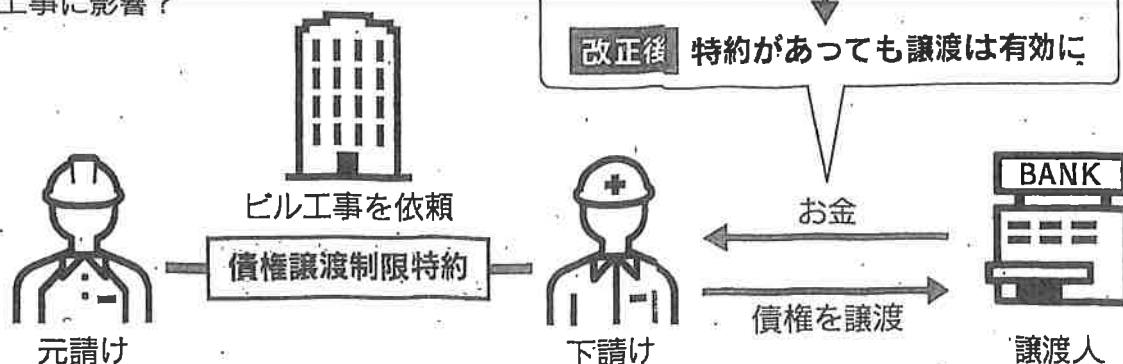
以 上

## 改正債権法の主なポイント

### 元請けと下請けの間の「債権譲渡制限特約」が無効に

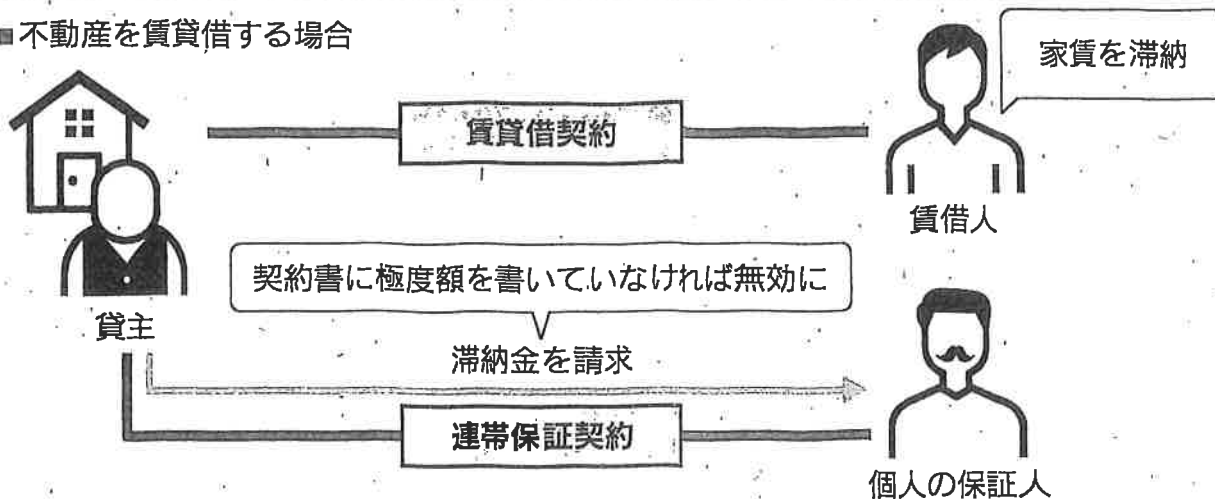
#### ■建設現場で……

工事に影響？

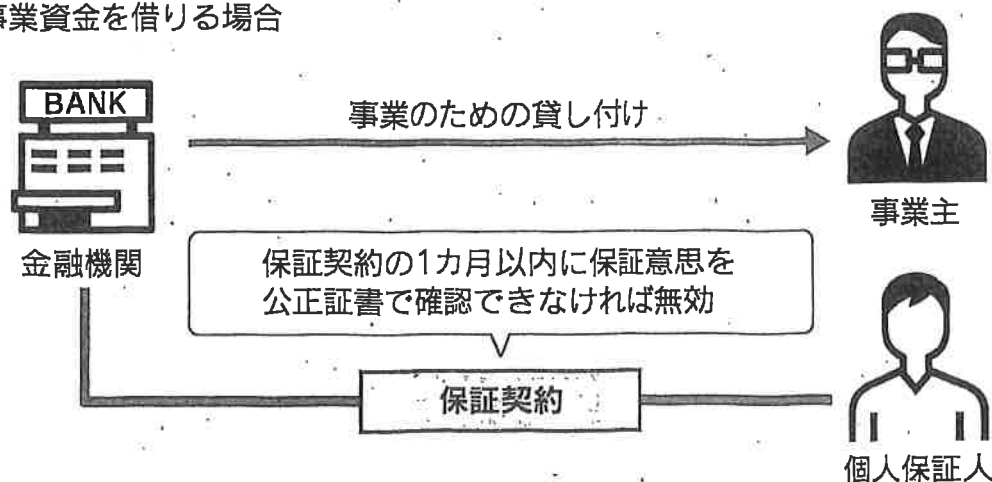


### 連帯保証人のルールが変わる

#### ■不動産を賃貸借する場合

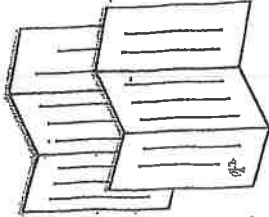


#### ■事業資金を借りる場合



## 相続の主な改正内容

### 自筆証書遺言



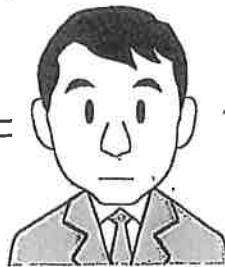
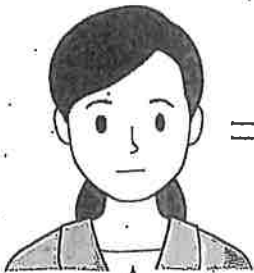
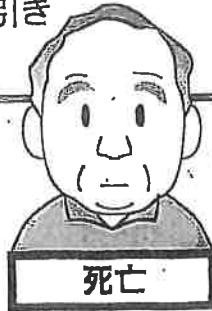
19年1月～ 一部パソコンなどで作成可能に  
20年7月～ 法務局で保管可能に

### 被相続人の預貯金

19年7月～  
1行150万円まで引き出し可能に

### 配偶者居住権

20年4月～  
自宅(持ち家)に生涯住み続けられる



### 義理の親を介護

19年7月～ 特別寄与料の請求可能に